

礼文町教育推進計画

【平成25年度～29年度】



北海道船泊遺跡出土品／日本最北の国指定重要文化財

礼文町教育委員会

発刊のことば

礼文町教育委員会教育長 岩 城 修

本書「礼文町教育推進計画」は、平成25年度を初年度とした5ヵ年計画であり、「第5次礼文町まちづくり総合振興計画」を基本に、国や道の施策や計画を受けて策定された「礼文町学校教育推進計画」と「第2次礼文町社会教育推進計画」が包括された内容となっております。

学校教育では、『保小中高の教育連携を充実し、一人一人の個性を生かし、楽しく学べる学校づくり』を、また社会教育では、『多様な知識を育み、活力あるふるさと「れぶん」をつくる』を今後5ヵ年のそれぞれの分野における新たな基本目標として、策定されたところであります。

いずれも、これまで「礼文の教育」として蓄積された成果を財産として、さらに充実発展させる指針を示したものであり、ここに至るまで精力的にご審議をいただきました策定委員皆様のご尽力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

我が国は、少子化を起因とする総人口の減少とともに、世界に例を見ない超高齢化社会が急速に進行している状況にあり、あらゆる分野で持続的な成長を築くための変革が求められております。

礼文町の人口も、平成23年に3千人を割り込み、特に産業や福祉面において、現状の課題に適合した新たな対応が求められているところでありますが、これは教育においても例外ではなく、課題を見極め、教育の質を維持向上させながら、一人一人の個性を大切にしたい取り組みがさらに必要となってきます。

こうした中、生涯学習の基本理念である『豊かな自然に抱かれた活力ある礼文づくり』を目指した、学校教育で掲げる「保小中高の連携」、社会教育で掲げる「学校・家庭・地域の連携」は、心強い推進力であります。

今後とも、礼文の教育に携わる皆様が、本書作成の趣旨や内容を十分にご理解いただき、有効に活用されるとともに、町民皆様の期待に応えられる教育活動がさらに推進されますことを願って発刊のことばといたします。

目 次

【学校教育推進計画】

■ 礼文町学校教育推進計画の策定にあたって	1
■ 北海道教育の基本理念	2
■ 礼文町学校教育推進の目標	3
■ 礼文町における学校教育の現状と課題	4
■ 礼文町各小中学校教育目標一覧	7
■ 礼文町学校教育各分野の推進事項	
柱1 子どもの心に灯をともし、社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進	8
〈推進項目 1〉 確かな学力の育成をめざす教育の推進（小中学校）	8
〈推進項目 2〉 コミュニケーション能力を育む教育の推進	9
〈推進項目 3〉 特別支援教育の推進	10
〈推進項目 4〉 ふるさと教育の充実	11
〈推進項目 5〉 国際理解教育の充実	12
〈推進項目 6〉 社会の変化に柔軟に対応する教育の推進	13
〈推進項目 7〉 キャリア教育の充実	14
〈推進項目 8〉 道徳教育の充実	15
柱2 自他の心のぬくもりを大切にす豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	16
〈推進項目 9〉 読書活動の充実	16
〈推進項目 10〉 体験的な活動	17
〈推進項目 11〉 生徒指導・教育相談の充実	18
〈推進項目 12〉 体力・運動能力の向上	19
〈推進項目 13〉 健康教育の充実	20
〈推進項目 14〉 安全教育の充実	21
〈推進項目 15〉 食育の充実	22
柱3 心の絆で結ばれた信頼に満ちた学校づくりの推進	23
〈推進項目 16〉 特色ある学校づくりの推進	23
〈推進項目 17〉 教職員の資質・能力の向上	24
〈推進項目 18〉 学校間連携・接続の推進	25
■ 礼文町学校教育推進計画作成委員名簿	26

【社会教育推進計画】

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第2節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第3節 計画の構成と計画の基本的考え方・・・・・・・・・・27

第2章 計画の基本方針と推進目標

第1節 町民憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第2節 社会教育推進の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・28

第3章 各領域の現状と課題、施策の方向性について

第1節 家庭教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第2節 青少年教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第3節 成人教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第4節 社会体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第5節 芸術文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第6節 文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第4章 資料

指定文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

埋蔵文化財包蔵地一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

社会教育所管施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

社会教育関係団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

社会教育関連計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・40

第2次社会教育推進計画策定委員会の構成・・・・・・・・41

【 学 校 教 育 推 進 計 画 】

礼文町学校教育推進計画の策定にあたって

礼文町学校教育推進計画策定委員会

委員長 飯田 光

礼文町学校教育の最大の特徴は、保小中高の教育連携を重視した学校づくりを、町内すべての学校で推進していることです。

一方、へき地宗谷における教育条件整備の最も大きな課題は、常に新採用教員が大量に配置され、やがて力量をつけた教職員が管外に転出することです。それは今日も続いています。とりわけ離島の礼文町ではその弊害が端的に現れます。それとあわせて残念なことです。一時期、教職員が地域との関わりを大切にできず、「雲上人」と揶揄された時期がありました。地域の方々にとって、「学校にどんな先生がいるのかわからない。学校でどんなことが起きているのかわからない。」状態が続きました。さらに、とりにある小学校と中学校間で、お互いの先生の顔と名前が一致しない、仲が悪いという状態も生まれました。当然その帰結は、学校の荒れと地域からの不信でした。

8年前、痛恨の反省と決意をこめて礼文町教育研究会が町内の全教職員・教育関係者にある提案をしました。人事の入れ替わりが激しい条件のなかでも、礼文町の教職員として、町民と子どもたちにきっちり責任を果たす。その仕組みづくりが「保小中高の教育連携」でした。紆余曲折を経ながらも、この教育連携は年々豊かにされ、今日の礼文町学校教育の背骨となっています。一つひとつの学校が元気になり、礼文町の全ての学校職員の仲が良く、教育連携の具体的方針で協力・共同できるようになることで、子どもたちにも一定の力をつけることができるようになりました。

こうした財産を土台に、学校教育を一層発展させ、未来を担う人を育てるため、今後5年間を見通した「礼文町学校教育推進計画」を作成しました。不十分さはありますが必要に応じて補っていただき、教育推進の一助として活用していただければ幸いです。

北海道教育の基本理念

自立

自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人間を育む

共生

心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む

基本理念の実現に向けて

- 社会で生きる実践的な力の育成
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 信頼される学校づくりの推進
- 地域全体で子どもたちを守り育てる体制作りの推進
- 北海道らしい生涯学習社会の実現

宗谷教育のテーマ

未来への責任を果たす宗谷の教育の創造

第5次新礼文町まちづくり総合計画

- 【5 教育・文化 「未来を担う人づくりと文化にふれあうまちづくり」
(学校教育の充実) 個性を活かし楽しく学べる学校づくり

礼文町学校教育推進計画

【礼文町学校教育推進の目標】

保小中高の教育連携を充実し、一人一人の個性を生かし、楽しく学べる学校づくりを

- 柱1 子ども心に灯をともし、社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進
- 柱2 自他の心のぬくもりを大切にする豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進
- 柱3 心の絆で結ばれた信頼に満ちた学校づくりの推進

■上記柱にもとづき「推進項目1～18」を策定

礼文町学校教育推進の目標

保小中高の教育連携を充実し
一人一人の個性を生かし、楽しく学べる学校づくりを

・・・・・・【解 説】・・・・・・

教育の目的は「人格の完成」であり、それは一人一人が一生涯を通じて追求する営みです。

特に、義務教育においては、知・徳・体の基本を身につけさせることを通じて、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」としての基礎を養うことが求められます。

日本と世界の政治・経済などが急速に大きな変化を遂げているだけに、変化への対応のみに目を奪われがちです。しかし、今日、最も大切なことは、不易と流行を峻別し、礼文町の教育に携わる全ての人々が、日本国憲法と教育基本法が示す「教育の目的」と理念を、礼文町学校教育推進の不易の羅針盤として共通にし、子どもの成長のために力を合わせることです。

とりわけ学校教育が果たす役割は一層重要になっています。礼文町では、8年前から取り組んできた「保小中高の教育連携」によって、基礎・基本の確実な定着と、ふるさとに学ぶ豊かな心の育成を柱とした特色ある教育活動が継続され、一定の成果をあげてきました。今後とも、子ども一人一人に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ると共に、個性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きるための健康と体力を養い、生涯を通じて学び続ける意欲や態度を育てることが大切です。

引き続き、一つ一つの学校を基礎にした学校間の連携を大切にすると共に、学校・家庭・地域の連携を一層豊かに前進させることが求められています。

「礼文町学校教育推進の目標」の設定にあたっては、「第5次新礼文町まちづくり総合計画」に準拠させ、教育の今日的動向、北海道教育の理念、宗谷教育のテーマを受けながら、「保小中高の教育連携を充実し、一人一人個性を生かし、楽しく学べる学校づくりを」と決めました。

礼文町における学校教育の現状と課題

昭和51年に制定された礼文町学校教育目標の理念のもと、その時々々の教育情勢に応じた教育推進計画を策定し、地域の特性はもちろん、児童生徒の実態を踏まえながら、礼文らしさを最大限生かした礼文町の教育の推進にあたってきた。平成20年度には、これまで別々に作られていた学校教育・社会教育それぞれの推進計画を一冊にまとめ、新しい礼文を創造する学びの連携をめざした「礼文町教育推進計画」(5カ年計画)が策定され、これまで以上に、学校教育はもちろん、社会教育との連携も図りながら、礼文の教育を進めていこうとする体制が出来上がってきた。そして平成22年には、「第5次新礼文町まちづくり総合計画」が策定され、「豊かな自然を未来につなぐ生き生きとした元気な礼文づくり」をテーマに現在も計画が進められている。

一方、平成18年度から礼文町教育研究会を母体として、保小中高の教育連携が始まり、礼文型の教育連携と称した礼文の教育は、町内全ての教職員の力あわせによって、より一層の推進が図られてきた。「心豊かに学びふるさと礼文に夢と誇りを持って21世紀をたくましく生きる児童・生徒の育成」を研究テーマに据えながら、二つの大きな連携課題である、学力面での自信とやる気を育てる「礼文検定」、ふるさと礼文に自信と誇りを持たせる「礼文学」の推進を通じて、連携教育のあり方が追求されてきた。また同時に、中学校区を単位とした各地区の連携教育推進協議会や中高連携教育推進協議会の活動も意欲的に進められ、今や礼文の教育は12年間一貫教育に近づくべく、礼文らしさを大切にしたい教育が、教職員はもとより、地域・保護者、教育関係者の力あわせによって、全道的にも注目されるまでとなった。

平成25年度からの礼文町教育推進計画(5カ年)の策定にあたり、これまで進めてきた成果をおさえながら、「北海道教育推進計画」基本目標1～3および「新礼文町まちづくり総合計画」学校教育の充実における施策の方向3観点にそって、現状と課題をまとめたい。

1. 社会で生きる実践的な力の育成

平成23年度は小学校、そして平成24年度には中学校と、新学習指導要領が完全実施となった。これまでのゆとり教育から学力重視の教育へと転換が図られ、各教科の授業時数の見直し改善がなされてきた。特に中学校では数学や理科の授業時数が増えるとともに、小学校では新たに外国語活動の導入、また中学校では保健体育の授業で「武道」が必修化となるなど、教育内容の改訂がなされてきた。平成19年度から行われている全国学力・学習状況調査において、子ども達の学力面や、その学力を支える教育環境や意識の面での課題についても明らかになり、その改善を図るためのオール北海道でめざす取組が進められている。またその一方で、小1プロブレム・中1ギャップ、そして高1クライシスなどの教育問題も取り上げられており、このような社会情勢の中で、子ども達には、これまで以上に自立した生き方を支える基礎的な資質や能力を十分身につけさせることと同時に、このようなめまぐるしい社会の変化に対応した新しい時代を生きていくための実践的な力

を育成することが求められている。

このような中、本町では、平成18年度から礼文町教育研究会が再編され、小学校・中学校・高校が、それぞれの校種の垣根を取り払い、礼文型教育連携と呼ばれる礼文らしい教育活動が推進されてきた。小中高の力あわせで作成した「礼文版基礎学力養成問題集」、そしてそれを使って行われる「礼文検定」は、子ども達に学習面でのやる気と、その学年に必要な基礎学力を身につけるための大切な取組として、各学校の教育課程に位置づけられ精力的に進められている。また、総合的な学習の時間を活用しながら進められてきたふるさと礼文に学ぶ「礼文学」は、生まれ育ったふるさと礼文に自信と誇りを持たせる特色ある取組として、各学校の取組をまとめた「礼文学系列表」の作成に始まり、全校で行う「礼文観光大使活動」、「クリーン作戦」、さらには各学校の取組を交流しあう「礼文学発表会」等、町の理解と支援のもとで進められてきた。併せて、各中学校区での小中連携教育推進協議会や中高連携教育推進協議会が組織され、子ども達の実態把握と小中高のつながりの中で、未来の礼文を担う子ども達に必要な力を育成しようとする研究協議も意欲的に行われ、より一層の教育連携が図られている。

今後は、全国学力・学習状況調査の分析を通じて明らかになった児童・生徒の実態や課題をもとにしながら、「確かな学力」を基盤とした将来につながる「生きる力」の育成に、町全体として、全ての教育関係者、地域・保護者の力あわせで取り組むことが強く求められている。また一方で、児童・生徒数の減少にも目を向けながら、積極的な交流学习や集合学習等の工夫や改善をはじめ、教職員の資質向上と力を伸ばす授業改善が必要である。このような課題を踏まえながら、社会情勢の変化に対応し、自らの力で自らの生き方を切り拓いていける実践的な力の育成を進めていきたい。

2. 豊かな心と健やかな体の育成

本町でも光通信の導入が始まり、様々な情報がインターネットや携帯電話等を使って簡単に取り出せたり、メール等でのやりとりも簡単にできたりと、生活はとても便利になり、身の回りにはたくさんの情報が溢れている時代になってきた。また、ゲーム機などの普及により、どここの家庭でも、長時間にわたってできる環境となってきた。このような生活の便利さは、その一方では、生活習慣の乱れにつながるばかりではなく、犯罪等の様々な危険につながることも予想される。また、インターネットや携帯電話等を通じた新たな「いじめ」についても社会的な問題となっており、離島といえども決して油断できない状況が生まれている。

このような中で、本町では、各学校の子ども達の実態に応じて、道徳教育推進教師が中心となり、年間指導計画に基づいた道徳や性教育、防犯教育等を工夫しながら、社会に通用する規範意識と判断ができるよう指導なされてきた。また、「いじめ等対策委員会」を設置し、いじめの把握と状況に応じた適切な対応ができるような環境整備が進められてきた。また、子ども達の豊かな心を育てる活動の一環としての「劇団四季公演」や「巡回小劇場」の開催。また、「はちまる交流会」への積極的な参加や「ボランティア弁当」事業への協力等による感謝や思いやりの心を育てる活動の推進。さらには各校における発表活

動等、子ども達が輝く特色溢れる活動を通じて、豊かな心と自信を育てる取組が進められている。また、両漁組より、新鮮で美味しい礼文の食材が各校の給食に提供され、安全で健康的な食生活が推進されており、このことはふるさと礼文に自信を持てる児童・生徒の育成にも大きな影響を与えている。

今後は、めまぐるしい社会の変化に対応できる子ども達を育てる活動を工夫改善しながら、子ども達が安全で健康的な生活が送れるよう、豊かな心と健やかな体の育成を推進していく必要がある。また、課題としてあげられている子ども達の体力の向上については、各地区の小中連携教育推進協議会等の活動を通じて、発達段階に応じて計画的継続的に進められる体力づくりを推進するとともに、8020条例に基づき、健康に生活できる体づくりをめざしたフッ化物洗口等の実施を通じて、健やかな体の育成を推進していくことが求められている。

3. 信頼される学校づくりの推進

依然として後を絶たない「いじめ」や「不登校」、またそれによる「自殺」も大きな社会問題として取り上げられ、加えて、教職員の服務規律違反による不祥事も後を絶たず、学校に対する大きな期待が無惨にも裏切られるような行為が続いており、教師としての以前に、一社会人としてのモラルが問われる出来事が大きな社会問題となり、一教師への不信は、学校全体への不信につながっている。今、各学校では、信頼される学校づくりを進めるための具体的な方策を示し、努力することが大きな教育課題となっている。

このような状況の中で、本町では、各学校において、PDCAサイクルを確立し、前年度の反省評価に基づいた計画が作られ、その計画に沿った実践が行われている。実践後には、自己評価活動をはじめ、保護者や学校評議員による外部評価等も行われ、地域や保護者の期待に応える教育活動の推進にあたっている。また、学校だよりや学級通信、ホームページ等も上手に活用しながら、学校経営方針はもとより、子ども達の活動を広く地域に知らせ、開かれた教育活動を通じて、より信頼される学校づくりに努めてきている。未来の礼文を担う礼文人を育てるためには、地域や保護者、各教育関係者との力あわせが不可欠である。子ども達が輝く、様々な教育活動を通じて、期待に応える信頼される学校を創造することが求められている。

今後は、これまで礼文町教育研究会や各地区の小中連携教育推進協議会、中高連携教育推進協議会等の活動の見直しや改善を進めながら、「礼文らしさに満ちた教育」を多くの関係者の力あわせで進めながら、どこでも堂々と自分を表現できる輝く児童・生徒の育成を通じて、さらに信頼される学校づくりを進めていくことが必要である。そのためには、今進めている小中高の教育連携の推進とともに、保育所とのより一層のつながりを創り出すことが大切になってくると考える。

礼文町各小中高等学校 教育目標

学 校 名	教 育 目 標
礼 文 小 学 校	<input type="checkbox"/> 進んで学ぶ子 <input type="checkbox"/> 正しい心を持つ子 <input type="checkbox"/> 体をきたえる子
香 深 井 小 学 校	<input type="checkbox"/> 健康な体をつくり、きたえる子 <input type="checkbox"/> やさしい心を持ち、善悪を判断できる子 <input type="checkbox"/> 意欲を持ち、学力を身につける子 <input type="checkbox"/> 進んで働き、友だちと協力する子
船 泊 小 学 校	<input type="checkbox"/> よく考え進んで学ぶ子 <input type="checkbox"/> 明るく心豊かな子 <input type="checkbox"/> 健康でたくましい子
神 崎 小 学 校	<input type="checkbox"/> 考える子 <input type="checkbox"/> 仲よい子 <input type="checkbox"/> 元気な子
香 深 中 学 校	<input type="checkbox"/> 真理を追究し、創造性豊かな生徒(考える) <input type="checkbox"/> 心豊かで、意志の強い生徒(思いやる) <input type="checkbox"/> 体を鍛え、生命を尊重する生徒(鍛える)
船 泊 中 学 校	<input type="checkbox"/> 創造する力 <input type="checkbox"/> 豊かな心 <input type="checkbox"/> たくましい体
礼 文 高 等 学 校	<input type="checkbox"/> 自ら学び、創造する生徒を育てる <input type="checkbox"/> 自ら考え、実践する生徒を育てる <input type="checkbox"/> 自ら鍛え、思いやりのある生徒を育てる

(2013年4月1日現在)

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目1 確かな学力の育成をめざす教育の推進(小・中学校)

【礼文町の現状と課題】

平成20年度から24年度の「全国学力・学習状況調査」の結果において、北海道の子どもたちに確かな学力を身につけさせることが大きな課題となっています。そのために、授業改善と生活習慣を両輪として、学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取り組みを総合的に進めていくことが求められています。

礼文町では、小規模・少人数という特性を活かして子どもたち一人一人の実態に応じた指導を実践することにより「確かな学力」の育成に努めています。しかし一方では、学んだことを実生活で活用する力の育成や、望ましい学習習慣や生活習慣を身につけさせることが課題となっています。保小中高の教育連携をさらに充実させつつ、学ぶ喜びを実感できる楽しくてわかる授業づくりや、次への意欲につながる評価の工夫、「礼文検定（基礎学力養成問題集）」の有効活用、家庭・地域・関係機関との連携などにより、確かな学力の向上を図る必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学力向上に向けた適切な教育課程の編成・実施	(1) 指導目標や指導内容を明確にし、学ぶ喜びを実感させ、各学年の学習内容の確実な定着を図る指導計画の工夫・改善に努める。 (2) 保小中高教育連携の推進により、系統性を重視し学校・地域の特性を活かした教育の充実に努め、活用力の向上を図る。 (3) 「礼文検定（基礎学力養成問題集）」や「全国学力・学習状況調査」などの結果分析を指導計画の改善・充実に活用する。
2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力の育成を図る指導の充実	(1) 体験的学習・問題解決的学習を積極的に取り入れた指導の工夫に努める。 (2) 学んだことを他教科での学習や特別活動、日常生活でも役立つ機会・場・時間を設定することで、活用力や表現力の育成を図る指導の工夫に努める。 (3) 少人数学級を活かした、個に応じた指導の工夫に努める。
3 家庭や地域、関係機関・団体との連携による指導の充実や学ぶ意欲を高める評価の工夫	(1) 家庭と連携した生活習慣・学習習慣の確立と、学ぶ意欲や基礎基本の確実な定着に向けた指導の充実に努める。 (2) 保小中高、家庭や地域、関係機関・団体と連携した学力づくり、地域学習の充実に努める。 (3) 一人一人の達成度や課題を明確にし、指導に活かす評価の工夫に努める。

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目2 コミュニケーション能力を育む教育の推進

【礼文町の現状と課題】

少子高齢化、核家族化の進行や情報化の進展などによる社会の急激な変化に伴い、子どもたちの生活体験の機会が減少し、社会性の未発達、コミュニケーション不足による人間関係の希薄化等の課題が見られます。

礼文町でも、自分の気持ちを相手に積極的に伝えたり、敬語を使った会話など場に応じたコミュニケーションの能力に課題がみられます。

各教科等で言語活動を活発にし、それを土台として相手の思いを理解し自分の思いを伝える適切なコミュニケーション能力の育成が必要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学校全体で全教科を通して言語活動の充実を図る指導計画の工夫	(1) 各教科の中で言語活動の充実を図る必要性について理解し、学校全体や保小中高間の連携を活かした指導体制の工夫に努める。 (2) 各教科や総合的な学習の時間で学習した内容をまとめ発表するなど、言語活動を効果的に取り入れた指導計画の工夫に努める。 (3) 児童生徒の身の回りの言語環境を整備するとともに、言語に関する能力の向上に向けた支援に取り組む。
2 相手の考えや意見を正しく理解し、自らの考えや意見を適切に伝えることができる能力を育てる指導の充実	(1) 国語科において、表現力や他者・社会との豊かな関係を築くコミュニケーション能力の育成を重視した指導計画の工夫に努める。 (2) 全ての教科において、互いの考えや気持ちを認め合い、自分の思いや考えを適切に表現することができる話し合いや発表の機会の充実を図る。 (3) 児童生徒が自ら協力してよりよい学校生活を築く取り組みの交流を通じて、望ましい人間関係をつくるためのコミュニケーション活動の充実を図る。
3 家庭や地域との連携によるコミュニケーション能力の育成や言語環境の整備と充実	(1) 家庭や地域にコミュニケーション能力向上の取り組みを積極的に発信していくとともに、家庭でも読書を奨励したり、音読を聞いてもらうなどして、言語環境の整備に努める。 (2) 学校図書館を計画的に整備し、その機能を高め、活用していくことで言語環境の充実に努める。

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目3 特別支援教育の推進

【礼文町の現状と課題】

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍する幼児児童生徒は増加の傾向にあり、通常学級に在籍しているLD、ADHD等を含む幼児児童生徒に対する指導や支援の充実が課題となっています。

礼文町でも、特別支援教育推進委員会との連携を図りながら、各校で子ども一人一人の実態から出発した細やかな指導方法の工夫がなされています。今後も、校内委員会や特別支援コーディネーターを中心としながら、多様化していく障がいに対応した特別支援教育を推進していく必要があります。そのために、学校間、家庭や地域、関係機関と連携した支援体制を確立し、「町ぐるみで子どもたちを支えていく」という意識を関係者全員が持つことが大切です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 個々の特性や発達段階に応じた個別の指導計画の作成・改善と指導体制の確立	(1) 一人一人の実態を把握し、教育的ニーズに応じた教育支援を行うための「個別の指導計画」作成に努める。 (2) 特別支援教育に関する全教職員の理解を深めるための研修の充実に努めるとともに、校内委員会の設置や特別支援コーディネーターの指名など、全校的な支援体制の確立を図る。 (3) 障害のある子どもと障がいのない子どもの相互理解を促進するための交流及び共同学習の充実に努める。
2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実と評価の工夫	(1) 具体的な目標を設定し、子どもの力を高め、生活上・学習上の課題を主体的に改善・克服するための指導の充実に努める。 (2) 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」のもと、適切に子どもの良さや成長、課題を把握し、改善に活かすための評価の工夫に努める。
3 学校・家庭・地域社会・関係機関との連携の充実	(1) 他校や地域社会との連携を強化し、障がいに対しての正しい理解を深め、子どもの自立や社会参加を支援する体制づくりに努める。 (2) 日常的な情報交換や悩みの相談、進学や卒業後の進路についてなど、家庭との連携を図った教育の推進を図る。 (3) 礼文町の教育委員会、特別支援教育推進委員会、就学指導委員会、その他関係機関との連携を強め、適正な就学指導と個に応じた進路指導、地域ぐるみの支援協力体制づくりを図る。

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目4 ふるさと教育の充実

【礼文町の現状と課題】

国際的な相互関係が緊密化し、アジア地域における北海道の特性が高く評価されている中、グローバル化に対応する環境づくりを進めることから、ふるさとへの誇りと夢を見出し、21世紀をたくましく生きる力を育てる取り組みを推進することが求められています。

礼文町においては、町内全ての小学校・中学校・高等学校で、総合的な学習の時間を中心とした「礼文学」に取り組んでおり、実践的な態度や能力の育成及び保小中高連携や地域に開かれた学校づくりを推進していますが、地域・関係機関との連携を一層強めるとともに、それぞれの取組のねらいや他教科・領域との関連などを整理し明確にすることが必要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 目標や他領域との関連を明確にした指導計画の改善・充実	(1) 学校の教育目標の実現をめざし、ねらいや育てたい力を明確にした全体計画の工夫・改善を図る。 (2) 学年の発達段階に応じ、他領域との関連を図った指導計画の工夫・改善を図る。 (3) 「礼文学系列表」を参考に、他校及び地域や関係機関との連携・共同を図った指導計画の工夫・改善を図る。
2 体験的活動を重視し、主体的に行動できる力を育てる指導の充実	(1) 体験的活動を重視し、教科等の枠を超えた横断的・総合的な育活動、探究的な教育活動を工夫する。 (2) 実践的な態度・能力を育成するために、ふるさと礼文の自然産業などを題材にした問題解決的な教育活動を工夫する。
3 町内学校間や地域・関係機関との連携による指導の充実	(1) 「礼文学系列表」を参考に、他校との連携を図り、小中高の発達段階を踏まえた系統的な指導方法を工夫する。 (2) 地域の施設や人材・文化財など、身近な教育資源を積極的に活用した学習を充実させる取り組みを工夫する。 (3) 社会教育と連携し、地域行事等の周知と参加促進に向けた取り組みを工夫する。

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目5 国際理解教育の充実

【礼文町の現状と課題】

経済社会のグローバル化により、国際的な相互依存関係がますます緊密化する中、我が国及び北海道、生まれ育った地域への理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを持ち、異なる文化や生活習慣を持つ人々とも協調して生きていく態度を培うことが求められています。

礼文町においては、外国語指導助手（ALT）による指導の充実や小学校での外国語活動が行われていますが、その取組を一層充実させることで外国語によるコミュニケーション能力の育成を図り、各教科等においては諸外国の歴史や文化・伝統等についての理解を深める指導を進める必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 外国語教育の充実	(1) 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育成するための指導の改善充実を図る。 (2) ALTによる指導の充実や効果的な指導方法の工夫・改善を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成に向けた教育課程の改善・充実を図る。 (3) 同一中学校区における小学校間の連携や、小中連携・中高連携など、コミュニケーション能力育成の円滑な取り組みを促進する。
2 国際理解・異文化理解教育の充実	(1) 総合的な学習の時間等を通して、異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調して生きていく態度を育てる取り組みを工夫する。 (2) グローバル社会に必要な英語力や態度を育成するためのカリキュラム開発や、指導要領の内容を踏まえた指導法・評価方法を工夫する。
3 外国人児童生徒の教育の充実	(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育の充実のため、地域の人材等を活用した取り組みを促進する。 (2) 外国人児童生徒及び家族との交流を通して、互いの文化や生活習慣等の違いを尊重しあう態度を育てる取り組みを工夫する。

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目6 社会の変化に柔軟に対応する教育の推進

【礼文町の現状と課題】

社会の高度情報化が急速に進展し、地球規模の環境問題がクローズアップされ、産業のグローバル化によって貿易自由化の流れも一層進展する中、それら社会の変化に柔軟に対応する力を育てる教育の充実が求められています。

礼文町においては、全ての小学校・中学校・高等学校において、環境・情報教育に関する学習が位置づいています。子どもたちに情報モラルを身につけさせる指導の推進や、豊かな自然を有する宗谷の未来を見据えた環境教育及び産業教育の充実が必要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 情報活用能力の育成と情報教育の充実	(1) 情報機器の基本的操作能力や、様々な情報に適切に対応する情報活用能力の育成及び情報モラルに関する指導の充実を図る。 (2) ICT を活用した指導が促進されるよう、教員の資質・能力向上のための研修活動の充実を図る。 (3) 学校・家庭・地域が連携し、フィルタリングの保護者への理解の促進や、ネットパトロールの充実を図る。
2 地域の特色を十分に生かした環境教育の充実	(1) 日常生活の中でも環境に配慮して主体的に行動できる実践力を育成するための指導を工夫する。 (2) 人々の生活や自然環境との関係性に目を向けさせ、地域の豊かな自然を守っていこうとする意欲や態度を育成するための指導を工夫する。
3 社会の変化に対応した産業教育の充実	(1) 地域や産業界との協力のもと、販売実習の体験や専門分野に対応した外部人材による講話など、地域社会と連携した教育活動を工夫する。 (2) 教科や総合的な学習の時間等において、本道産業や地域産業についての理解を深める学習を工夫する。

柱1 子どもの心に灯をともし、

社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

推進項目7 キャリア教育の充実

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、子どもたち一人一人の夢と希望の実現をめざして、主体的に進路を選択し、職業や勤労に対する興味・関心が高まるような進路指導の推進に努めています。

将来、子どもたちが社会人・職業人として自立していくことができるように、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の充実が求められています。

そのため、教育活動全体を通して、小中高の発達段階に即した一貫性のある全体計画の整備や指導体制の充実を図り、計画的・継続的な指導の充実が必要です。

また、家庭・地域・関係機関との連携を密にし、一人一人の生き方に関わる意識の啓発を図ると同時に、よりよい生き方や主体的に進路を選択できる力を育むキャリア教育を推進する必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 一人一人のキャリア発達への支援の充実	(1) キャリア教育を円滑に推進するための指導計画や校内体制を整備し、地域や関係機関、学校間等における連携の充実を図る。 (2) 子どもたちの発達段階を踏まえ、様々な教育活動を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を進め、基礎的・汎用的能力の育成を図る。 (3) 職場体験やインターンシップ等の体験活動を通じて、社会的・職業的な自立に向けて、基盤となる能力や態度を育成する指導の充実を図る。 (4) 教育活動全体を通じて、児童生徒に将来の夢や目標をもたせるような指導を工夫する。
2 進路指導の充実	(1) 一人一人の適性・能力・興味・関心等に応じた進路相談や進路情報の提供等のきめ細やか支援の充実を推進する。 (2) 学校、行政、企業関係者等との連携をおこない、進路指導の充実及び雇用対策の円滑な推進を図る。

柱1 自他の心のぬくもりを大切にする

豊かな心と健やかな体育成する教育の推進

推進項目8 道徳教育の充実

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、規範意識や生命を大切にする心、思いやりの心を育むためにボランティア活動などの体験活動を積極的におこなっています。さらに地域の方々や異年齢の子どもたちとの交流を通して、社会性や人間関係を構築する力の育成を図っています。

しかしながら、社会全体における規範意識の希薄化、自制心の低下、コミュニケーション能力不足などが見られます。社会性や豊かな人間性を育成することは、本町においてもより一層重要な課題となっています。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 道徳教育の充実と推進	(1) 子どもの発達段階に応じた道徳教育の充実を図るために、教育課程の工夫・改善をおこない、地域に根ざした教材や体験活動を取り入れた道徳教育の実践を推進する。 (2) 道徳教育の全体計画および年間指導計画の整備・改善に努める。 (3) 道徳教育推進教師を中心とし、学校全体で組織的かつ機能的な推進を図る。
2 道徳の時間を要とした道徳教育の指導の工夫	(1) 地域人材を活用したり、ボランティア活動などの体験活動を重視し、各教科や道徳教育の実践を図る。 (2) 「礼文学」との関連を図り、地域性や教育力をいかした教材の活用、指導の充実に努める。 (3) 「心のノート」等を有効に活用し、豊かな人間性と感性を育むように努める。
3 人権教育の充実	(1) 子どもの発達段階に応じて、男女平等、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権に関する正しい理解を図る。 (2) 自他を尊重する態度の育成を図るため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図る。

柱2 自他の心のぬくもりを大切にす

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目9 読書活動の充実

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、学校毎に一斉読書や読み聞かせなどの読書活動が定着してきています。その一方で「読書が好きな児童・生徒の割合」は決して高くはありません。子どもたちを取り巻く環境が変わり、テレビはもちろん、インターネット・携帯電話の普及により情報化社会が当たり前になりました。さらに一人1台携帯用ゲーム機を所有するなど、確実に「読書離れ」「活字離れ」が進んできています。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 教育課程に位置づけた読書活動の充実と推進および指導体制の確立	(1) 一斉読書などの全校の取り組みを通して、子どもたちの望ましい読書習慣の形成と読書指導の充実を図る。 (2) 各教科や総合的な学習の時間の中で調べ学習をおこない、積極的に図書を活用する。 (3) 読書活動の充実と推進の重要性について、教職員間の共通理解を図る校内研修等を積極的に推進する。
2 家庭や地域との連携による読書活動の推進	(1) 家庭や地域と連携し、各学校で参考となるような事例の紹介や普及を図り、子どもの読書活動について理解を深める活動を促進する。 (2) 「子ども読書の日（4月23日）」などを活用したり、学校から読書活動に関する事業や情報の提供をおこなう。
3 学校図書館や読書環境の整備・充実	(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動のために、学校図書、推薦図書を選定する。 (2) 学級文庫を設置したり、推薦図書の紹介などをおこない、読書環境の充実に努める。 (3) BOOK愛ランドれぶん、礼文高等学校や公立図書館と連携し、学校図書館の整備・充実を図る。

柱2 自他の心のぬくもりを大切にする

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目10 体験的な活動の充実

【礼文町の現状と課題】

礼文町には、厳しくも貴重で豊かな自然環境が残されています。また、全国に比して極端な核家族化等の悪影響はみられず、むしろ血縁関係が強く、子どもたちが大切にされる風土と環境が残されています。

礼文町の各学校では、教育活動の中で体験的な活動が随時実施されています。子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深めさせること。豊かな自然観や科学観を養うことが引き続き課題です。

学校と地域社会・関係機関との連携のもとで、豊かな自然に触れたり、地域が有する様々な教育資源・産業を生かした体験的な活動の一層の充実を図ることがこれからも重要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学校における多数な体験活動の推進	(1) 体験的な活動について、そのねらいを明確にし、教育課程に適切に位置づけるとともに、学校の教育活動全体を通じた取組を促進する。 (2) 学校の教育活動全体を通して、学ぶことの大切さや成就感を体得できるよう、体験的な活動を工夫する。 (3) 地域における行事等との連携を図り、児童生徒・教職員・保護者が積極的に参加できるよう工夫する。
2 地域の特色を生かした体験活動の推進	(1) 地域の人々と連携した社会体験活動やボランティア活動等、地域の自然環境等を生かした多様な体験活動を促進する。 (2) 地域の自然を生かした活動を通して、地域のよさを見つめ直す。 (3) 小中高の連携を強化し、12年間を見通した体験的な活動を計画・実施する。

柱2 自他の心のぬくもりを大切にす

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目11 生徒指導・教育相談の充実

【礼文町の現状と課題】

いじめ・不登校・自殺など、子育てと教育に関わる深刻な社会問題が進行しています。礼文町においては、いじめや不登校等の問題行動等はほとんど確認されていませんが、「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得る」という認識のもとに、未然防止、早期発見・早期対応を基本とした生徒指導・教育相談の取組を進めます。

また、礼文町の特徴である保小中高の連携を一層強め、町内全ての教職員と保護者が協力・共同し合って、子どもの豊かな成長発達を保障する12年間の教育環境を整えます。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 生徒指導・教育相談体制の充実	(4) 児童生徒の発する小さなサインを的確に捉え、児童生徒の悩みに共感しながら相談に応ずる早期発見・早期対応の取組を進める。 (5) 一人一人の児童生徒の人格のよりよき発達をめざし、学校の教育活動全体を通じて、命の大切さや善悪の判断、基本的な倫理観、規範意識を育むとともに、学校全体で取り組む生徒指導体制の充実を図る。 (6) 保護者との信頼関係を深めるとともに、家庭、地域社会、関係機関と連携した生徒指導の充実を図る。
2 いじめ・不登校等への取組の充実	(4) いじめの未然防止、早期発見。早期対応のため、学校の教育活動全体を通じて、自他の命の尊さや他人をいたわる心を育てる指導を充実するとともに、相談・指導のための校内体制の充実を図る。 (5) 不登校等の児童生徒へのきめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関等が連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図る。 (6) いじめ・不登校等の問題行動を未然防止するため、望ましい人間関係を構築する教育活動を工夫する。
3 有害情報に対する指導の充実	(1) 学校においては、情報教育によるモラルやルールの指導と併せて、携帯電話やインターネット等の危険性についての児童の充実を図る。 (2) 学校・家庭・関係機関や企業など、地域社会が連携を図り、有害情報から児童生徒を守る取組を推進する。

柱2 自他の心のぬくもりを大切にする

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目12 体力・運動能力の向上

【礼文町の現状と課題】

児童生徒の体力・運動能力に関する全国調査によると、子どもの体力・運動能力は長期的に低下傾向にあり、極めて深刻な状況である。また、運動に積極的に取り組む者とそうでない者との二極化の傾向がみられます。よって、学校・家庭・地域が一体となって子どもの体力・運動能力を高める取組を進めることが求められています。

礼文町においては、全ての学校で新体力テストを実施しているが、今後は、子どもの体力・運動能力の実態を的確に把握し、改善に向けた実効ある取組を、学校だけでなく、家庭や地域と連携しながら進める必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学校における体力づくりの推進	(7) 新体力テストを実施し、自校の子どもの体力・運動能力を的確に把握し、着実に改善を図る指導を計画的に進める。 (8) 家庭や地域と連携し、地域の実態を踏まえ、学校の創意工夫を生かした取組を進める。 (9) 体育はもとより全教育活動を通じて、子どもたちに運動や外遊びの楽しさを実感させる指導方法を工夫する。 (10) 豊かな自然等の地域の特色を生かしながら、児童生徒の能力・適性の伸張を図るなど、運動の楽しさや喜びを味わい、積極的に運動に取り組む意欲を育成する指導の充実を図る。
2 家庭や地域における運動・外遊びの促進	(7) 地域の体育的行事への参加を促す取組を工夫する。 (8) 子どもがスポーツに親しむ習慣や意欲を培うための家庭における取組の充実が図られるよう、体力づくりの必要性等について、家庭への啓発を行う。 (9) 生活リズムを見直し、望ましい運動習慣の定着を図る取組を工夫する。 (10) 家庭や地域において、休日などに運動や外遊びの機会を確保する取組を工夫する。

柱2 自他の心のぬくもりを大切に

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目 13 健康教育の充実

【礼文町の現状と課題】

生活習慣病の兆候、感染症、アレルギー疾患などの身体の問題、抑うつ傾向などの心の健康問題など児童生徒の心身の健康にかかわる課題が多様化している傾向にあります。

また、むし歯予防に関しては、フッ化物洗口の円滑な実施や普及啓発に取り組んでいかなければなりません。

礼文町においては、児童生徒が発達段階に応じて、性や薬物など健康に関する問題に対する正しい知識や規範意識を確実に身に付け、適切な行動を取り、日常生活における健康を保持増進することにより、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう健康教育の充実を図る必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 健康の保持増進に関する指導の充実	(1) 児童生徒が心身の健康の保持増進を図るための実践力を身につけることができるよう学校保健計画を整備し、健康の保持増進に関する指導の充実を進める。 (2) 児童生徒の健康状態を的確に把握し、家庭に対する健康改善に向けた情報提供を促進する。 (3) 児童生徒のむし歯予防を図るため、保護者の理解を得ながら、学校におけるフッ化物洗口の普及を促進する。
2 性に関する指導・薬物乱用防止教育の充実	(1) 児童生徒に性に関する正しい知識を身に付けさせるため、発達段階に応じた「性に関する指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて、家庭や地域の関係機関と連携しながら、計画的・組織的な性教育の充実を図る。 (2) 児童生徒が薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができる資質や能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通じた指導を充実するとともに、関係機関と連携した薬物乱用防止教育の充実を図る。
3 健康相談の充実	(1) 医療機関や地域の専門医と連携した健康相談の実施を通して健康相談や保健指導を充実させ、校内における相談体制の整備を図る。

柱2 自他の心のぬくもりを大切に

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目14 安全教育の充実

【礼文町の現状と課題】

社会環境の大きな変化に伴い、児童生徒の安全を守ることは重要な課題になっています。交通事故や犯罪被害、自然災害等の危険から自ら身を守ることができるよう、安全に必要な知識や的確な判断、迅速な行動をとることができる危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域と連携した、礼文町の実情に応じた実効性のある取組を通じて、学校の安全確保の充実を図る必要があります。

また、東日本大震災を踏まえ、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や災害後の生活や復旧等の「支援者となる意識」を身に付けるための防災教育の推進が重要となってきます。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 交通安全教育・防犯教育の充実	(1) 交通事故防止のため交通安全知識や自転車乗車マナーなど交通ルールを習得させるとともに、交通事故の加害者とならないことも含めて、交通事故防止に向けての意識の高揚を図る取組を促進する。 (2) 登下校時や日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について、学校の教育活動全体を通じて理解させるとともに、地域と連携して防犯への意識の高揚を図る取組を促進する。
2 防災教育の充実	(1) 礼文町の地域防災計画を踏まえ、臨機応変な判断や行動をとることができる態度を育む防災教育の充実を図る。 (2) 地域の自然条件や学校の活動場面に応じて、想定される被害を考慮した実効性のある避難訓練や防災教室等の取組を促進する。
3 学校の安全確保対策の充実	(1) 学校安全計画の改善・充実を図るとともに、地震等の自然災害、火災、不審者の侵入に備えた危機管理マニュアルの見直しや、通学路の安全確保対策を促進するなど、学校の危機管理体制の整備充実を図る。 (2) 学校が、保護者や地域の関係団体と不審者情報を共有するなど、地域社会と連携した取組を促進する。 (3) インターネット上の有害情報や犯罪被害から児童生徒を守る取組を推進する。

柱2 自他の心のぬくもりを大切にす

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

推進項目15 食育の充実

【礼文町の現状と課題】

食習慣に関して、朝食欠食や不規則な食事など、児童生徒の食生活の乱れが学習意欲や健康に様々な影響を与えていることが指摘されています。礼文町では食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校給食など教育活動全体で食の重要性を指導するとともに、「早寝早起き朝ごはん」運動や地場産物を活用した献立の普及活動を進めています。

児童生徒が生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、学校における食育を推進し、学校・家庭・地域が連携した食育の取組を充実しなければなりません。また、安全で、安心な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底を図ることが重要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 食に関する知識と望ましい食習慣の育成	(1) 児童生徒が食の重要性を理解し、食事を通して自ら適切な健康管理ができるよう、教育活動全体を通じた食に関する指導を充実させる。 (2) 家庭における食に対する関心及び理解を深め、食習慣の定着が図られ、規則正しい生活リズム等を身に付けさせるための普及啓発を促進する。
2 安全・安心な学校給食の充実	(1) 学校給食関係者の衛生意識の向上と給食調理場の衛生管理を徹底するための取組を進め、学校給食の安全性の確保を図る。 (2) 食への関心を高め、食べ物を大切にする心や感謝の気持ちを育むとともに、給食の食材に地場産物を積極的に活用するための取組を促進する。

柱3 心の絆で結ばれた信頼に満ちた学校づくりの推進

推進項目16 特色ある学校づくりの推進

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、年々少子化の影響で学校規模が小さくなり、また、若い教師が多く自校で学び力をつけることが難しい状況も抱えているが、町内の保小中高の教育連携が発展充実し、各学校の独自性と全学校の共通性を生かした特色ある学校経営の充実に努めています。

今後も学力向上を目指し「確かな学力」と、地域に根ざした「豊かな心」の育成など、家庭や地域に信頼される学校づくりの推進が一層求められることから、連帯意識と力量のある教師が教える学校、児童生徒にとって生き生きと楽しく学ぶことができる学校の実現が重要です。そのため、学校の教育目標の実現を図る学校経営ビジョンの策定と具現化の具体的方策、地域の特性を踏まえた学校経営ビジョンに基づいた教育活動の推進、家庭や地域への説明責任を果たす学校評価の工夫など、地域に根ざした創意と活力ある学校づくりを推進する必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学校の教育目標の実現を図る学校経営ビジョンの具現化と共有化	(1) 教育活動の成果や課題から「年度の重点目標」を設定し、その実現を図る学校経営ビジョンの策定に努める。 (2) 教職員による学校経営ビジョンの共有化を図るとともに、普段から連携を密にし、その具現化を推進していく。 (3) 教職員の学校参画意識の高揚を図る工夫をし、協働体制と組織的な指導体制の確立に努めるとともに、他校との連携意識も高めていく。
2 地域の特性を生かした学校経営ビジョンに基づいた教育活動の推進	(1) 学校経営ビジョンを踏まえ、教育課程編成の基本方針を決定し、その実現のための教育活動の推進に努める。 (2) 学校が主体となり、積極的に保小中高の校種間連携、及び学校・家庭・地域との連携による教育課程の編成・実施や教育活動の推進に努める。 (3) 地域の自然や歴史、伝統、文化などを生かした教育活動「礼文学」など、地域の人材・素材で学ぶことにより、子どもたちが「ふるさと」を大切に、意欲的に取り組むことができる教育活動を推進する。
3 家庭や地域への説明責任を果たす学校評価の展開	(1) 家庭や地域に対し、学校経営ビジョンについて説明し理解を得るとともに、連携・協力の絆を強めていく。 (2) 学校評価を計画的・組織的に進め、学校経営改善に的確に生かすための学校評価委員会設置など、評価システムの確立・改善に努める。 (3) 学校教育目標の実現を目指す教育活動について、自己評価、及び学校関係者評価の実施とその成果の公表に努め、学校改善に生かすよう努める。
4 少人数の特性や地域の教育資源を生かした指導計画の作成と評価	(1) 一人ひとりの良さや可能性を生かす学年の目標や内容を明確にし、基礎基本の定着を図る指導計画の作成に努める。 (2) 複式校間の集合学習や近隣校との交流学習などを適切に位置付け、地域素材の教材化や地域の人材活用など創意工夫した指導計画の作成に努める。 (3) 自己評価や相互評価などを行い、子どもの学習成果や成長の姿を適切にとらえ、良さを認め、励ますことのできる評価を工夫する。

柱3 心の絆で結ばれた信頼に満ちた学校づくりの推進

推進項目17 教職員の資質・能力の向上

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、各学校が教育の今日的課題や実践上の課題、特に子どもたちの学力向上を踏まえた研修活動を継続的・計画的に積み上げ成果を上げています。今後も教職員一人ひとりが意欲を持って取り組むことのできる研修活動の充実はもちろんのこと、各学校が教育課題の解決を図り、教育目標の具現を目指す一体となった研修活動の推進・改善が引き続き重要です。そのために子どもの心身の発達や人格形成に、大きな影響を及ぼす教職員の力量向上は必要不可欠のものです。子どもたちに対して深い愛情と使命感を持ち、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身に付けた教職員として、学校教育を推進するため、研修、評価に総合的に取り組むとともに、服務規律や法令遵守の徹底も図っていくことが信頼される学校づくりで大切なことです。また、各学校の校内研修と保小中高の教育連携を図るとともに、教職員一人ひとりが力量を向上させる研究会などへの積極的参加を保障する学ぶ意欲を持った研修体制も引き続き確立していく必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 教職員の力量を高める研修体制の確立	(1) 全教職員の共通理解に基づく、計画的・継続的な積み上げのある校内研修の推進に努める。 (2) 学校規模などを踏まえ、教職員一人ひとりの役割を明確にした研修体制の充実に努める。 (3) 法令遵守の徹底や服務規律の確保など、校内で意識が共有されるような体制を確立する。
2 日常の教育実践に結びつく研修活動の充実	(1) 具体的な研究仮説に基づき、ふだんの授業に直結し、授業改善に結びつく実証的な校内研究の工夫に努める。また、授業公開を積極的にし、外部からも意見を取り入れ改善を図る体制をつくる。 (2) 教職経験に応じた各種研究会、研修会への計画的な参加や、町教研サークル活動を通して校外研修の充実に努める。
3 研修活動の改善に生かす評価の工夫	(1) 研修計画や研修体制の改善に生かす評価の工夫に努める。 (2) 教職員一人ひとりの実践的指導力の向上や自己変革に生かす自己評価、相互評価の工夫に努める。

柱3 心の絆で結ばれた信頼に満ちた学校づくりの推進

推進項目18 学校間連携・接続の推進

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、子どもの発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、礼文町教育研究会を中心として、礼文型教育連携を進めており、保小中高の教育連携を強めているところが誇りです。また、香深地区と船泊地区のそれぞれでも保小中高学校間交流や公開研究会などの工夫により、確実に授業力・指導力・連携力を高めています。「礼文検定」も礼文町全ての小中学校で取り組み、基礎学力の定着を図っています。また、小中高の礼文観光大使活動も大きな評価を得ています。これらの連携を、今後も大切に、礼文町の教育を高めていくことが信頼される学校づくりにつながっていることを認識し力強く推進、改善、さらに発展させていく必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 礼文型教育連携のさらなる推進	(1) 礼文町教育研究会を中心に、児童生徒の学びの連続性を大事にした保小中高連携の取り組みの推進に努める。 (2) 「礼文検定」「礼文学」「礼文観光大使」などの系統的なつながりを強化し、活動内容の改善を図る。 (3) 社会教育分野との連携を強め、学校・家庭・地域の連携とあわせ、立体的な教育研究を進める。
2 各地区の保小中高連携のつながりを強める取り組みの工夫	(1) 香深地区・船泊両地区の小中連携および中高連携の交流を図るとともに更なる連携強化に努める。 (2) 各学校間の公開授業案内の実施と更なる小中高相互参観・共同研究を継続・推進する。 (3) 保と小の連携をさらに工夫し、具体的、継続的に交流を図る。

礼文町学校教育推進計画作成委員名簿

役 職	学 校 名	氏 名	団体名	摘 要
委 員 長	船泊小学校	飯 田 光	校長会	
副委員長	香深井小学校	桜 井 和 則	教頭会	
委 員	香深中学校	加 賀 誠	校長会	
委 員	船泊小学校	真 坂 和 義	教頭会	
委 員	礼文小学校	石 川 悟	町 研	
委 員	神崎小学校	小棚木 秀 行	町 研	
委 員	香深中学校	米 田 達 雄	町 研	
委 員	船泊中学校	今 野 亘	町 研	

【 社 会 教 育 推 進 計 画 】

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の目的

世界経済のグローバル化が加速し、国際政治のパワーバランスが変化する中、国内では産業の停滞や流動化、雇用の不安定化が進み、地域間や世代間、男女間において、主に経済的格差に起因する多様な生活格差が拡大しています。こうした格差は、人々の価値観の相違、あるいは二極化をもたらすとともに、地域コミュニティ衰退や崩壊、地域の教育力の低下など、私たちの日々の暮らしをはじめ、青少年の健全育成に大きな影響を及ぼすと言えます。

さて2008年には、教育基本法の改正を受けて社会教育法が一部改正されました。その内容は、近年の急速な科学技術の高度化や情報化等により、新たな知識が社会のあらゆる領域で重要性を増す知識基盤社会の到来に沿ったものと言えます。こうした情勢を踏まえ、これからの社会教育には、多様な学習機会の提供や学習成果の評価・活用、学校・地域・家庭の連携促進などを通じて、社会全体の教育力向上に貢献することが求められています。

本町においても、人口減少や基幹産業の伸び悩みなどが、経済や産業、教育や文化など町全体の活力低下、諸活動の縮小化などに結びつき、現代的課題としてクローズアップされています。また、地域の教育力低下に象徴されるように、地域と家庭との結びつきの変化、個人のライフスタイル・価値観の多様化、世代間の情報格差などが、家庭教育、並びに青少年の教育環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

加えて、日本全体が持続可能な社会、及び知の循環型社会の構築を目指す中、地域における環境問題や社会問題について学び、多様な知識や技術を身につけ、主体的に行動していくことがますます重要視されるなか、社会構成の中心となる成人層に対して、新しい公共の創出に欠かせない総合的な知識等が求められています。

今後、こうした問題や地域の抱える課題を解決するため、礼文町に暮らす地域住民が総合的な知を育み、日々の暮らしに潤いを与え、活気と活力あふれる地域を創造するため、社会教育が大きな役割を担う必要があります。

第2節 計画の呼称及び期間

この計画は、第2次礼文町社会教育推進計画と称し、計画の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とします。

第3節 計画の構成について

この計画は、第1章から第4章からなり、第1章は計画策定に係る基本的事項の説明、第2章は計画の基本方針、上位計画との関連や領域別の推進目標を記載、第3章は各領域における現状と課題、施策の方向性等を記載しています。第4章は資料編として、文化財、埋蔵文化財、所管施設、関係団体等に関する情報などを集約しています。

第2章 計画の基本方針と推進目標

本計画の基本的な方針は、町民全てが目指すべき方向である町民憲章におき、第5次新礼文町まちづくり総合振興計画を最上位の計画と位置づけ、関連する諸計画との整合性を図ります。その上で基本目標、及び領域別推進目標を定め、計画を体系化した中で関連事業を実施していきます。

第1節 町民憲章

わたくしたちは、日本海に映える清秀な礼文岳のもと、自然のめぐみ豊かな最北の島礼文の町民です。北国の荒波にいどみ、先人の拓いた海のまちを誇りとして、活力ある郷土の発展を願い、限らない前進をつづけるために、この憲章を定めます。

- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| 1. 力を合わせ | 生産を高めて | 豊かなまちをつくりましょう |
| 1. きまりを守り | 心のふれあう | 明るいまちをつくりましょう |
| 1. 自然を愛し | 環境をととのえ | 住みよいまちをつくりましょう |
| 1. 教養をたかめ | 情操ゆたかな | 平和なまちをつくりましょう |
| 1. 未来をみつめ | 若い力をはぐくみ | 伸びゆくまちをつくりましょう |

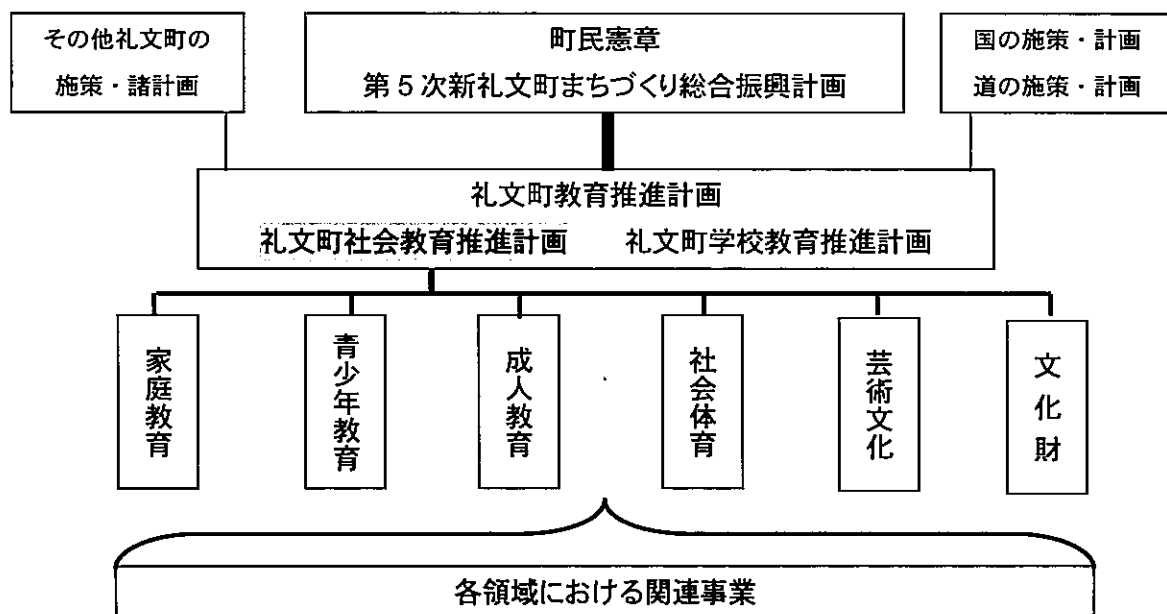
第2節 社会教育推進の基本方針

基本目標

『多様な知識を育み、活力あるふるさと「れぶん」をつくる』

領域別推進目標

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1. 家庭教育 | 【地域ぐるみで親と子の育ちを支える活動の推進】 |
| 2. 青少年教育 | 【多様な体験を通じ、生きる力を体得する活動の推進】 |
| 3. 成人教育 | 【まちづくりを担う多様な人材を育む活動の推進】 |
| 4. 社会体育 | 【心身の健康を保ち、暮らしに活力を与える活動の推進】 |
| 5. 芸術文化 | 【地域に根ざし、地域の魅力を伝える活動の推進】 |
| 6. 文化財 | 【地域の宝に親しみ、守り伝える活動の推進】 |



第3章 各領域の現状と課題、施策の方向性について

第1節 家庭教育

【現 状】

家庭は、社会を構成する最小単位であると同時に、家族が共同生活を営む場であり、日々の団らんや共通体験を基に保護者から子へと行われる家庭教育は、子どもにとって最も基礎的な教育です。しかし、我が国全体が成熟社会・人口減少社会という新しい時代への対応に直面している現在、家庭や家族のあり方も変容し、ますます多様化しています。また、保護者の経済的な格差、ひとり親の増加といった保護者を取り巻く環境の変化が子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。

町内においては、都市部とは異なり、日頃の近所付き合いや親戚縁者との交流など、地域から孤立した家庭は少ないのが現状です。しかし、小家族化や共働き夫婦の増加、地域行事の減少、子育て経験者との意思疎通が困難になる傾向が見られるなど、地域との関わりを維持しつつも、社会情勢や地域事情を反映した課題を抱えています。

【課 題】

- ◇ 施設や遊具など、親子で楽しめる環境が十分に整っていない
- ◇ 子育て経験者との交流を図る場がない
- ◇ 親同士の交流や学習の機会が不足している
- ◇ 地域における親子参加活動が不足している

【施策の方向性】

推進目標：地域ぐるみで親と子の育ちを支える活動の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが生きる力の資質や能力を身につけていく基礎となるものです。加えて、親にとっては、発達段階に応じた子どもとの関わり方を学ぶとともに、親子という私的な関係のみで教育するのではなく、社会の形成者として子どもを教育するという社会的側面も持ち合わせています。

事業の実施に際しては、家庭以外の場において親子がスキンシップを図る機会、並びに保護者同士の交流による自主的な成長促進の機会を提供するとともに、子どもの成長段階に応じて親が適切な家庭教育が行えるよう、親の育ちを継続的に支える活動に努めます。

視 点	主となる取り組み
①親子参加活動の充実	親子向けの文化芸術・運動講座など
②親育ちを促す活動の推進	親子参加事業と連動した家庭教育講座など
③地域と繋がる活動の提供	子供会活動、地域事業等への参加促進など

第2節 青少年教育

【現 状】

青少年期は、好奇心や希望に満ちあふれ、成功と失敗、栄光と挫折を繰り返しながら常に前向きな意欲を持って日々の生活を送り、家庭・学校・地域という生活の場において、自立した社会人の基礎となる素養や力量などを身につける時期です。

しかし、近年では、児童生徒の暴力行為の増加を始め、学習意欲や就労・勤労意欲の低下が指摘され、自己成長の糧となる多様な実体験の不足や、集中力や耐性の欠如などが懸念されています。

町内においては、少年期では PTA 活動やスポーツ少年団活動など学校と家庭が相互に協力する中で一定の活動が行われており、学校間の連携による活動も定着しています。しかし、地域における活動の場面は、限られた地域での子供会活動、及び行政が実施する青少年対象事業に限定され、決して十分とは言えません。また、活動の重複や過密化など、多様な主体による活動が効果的・効率的に実施されていない場面も見受けられます。青年期では、進学や就職を機に離島する 경우가多く、活動機会や場面が限定され継続的な活動が困難になっており、町内に就職した勤労青年に対しても企業内教育以外の教育活動があまり実施されておりません。

【課 題】

- ◇ 生きる力の糧となる多様な体験活動が不足している
- ◇ 指導者不足等により学校外活動がスポーツ分野に偏っている
- ◇ 地域における多様な年齢層との交流機会が少ない
- ◇ 進学・就職を機に島を離れる場合が多く、活動機会や期間が限定される

【施策の方向性】

推進目標：多様な体験を通じ、生きる力を体得する活動の推進

青少年教育は、地域における多様な体験活動を通じて試行錯誤、切磋琢磨し、主体性や感受性を高め、対人関係力や判断力など、家庭や学校だけでは培えない能力を養い、自立への意欲を高めるために行われるものです。

事業の実施に際しては、対象年齢層に応じた適切な体験プログラムを考案するとともに、出前講座等の既存事業の充実、並びに地域の教育資源を積極的に活用し、地域住民との連携協力による教育支援活動に努めます。

視 点	主となる取り組み
①多様な体験活動の提供	郷土の歴史や文化、自然等を活用した活動など
②既存の活動の充実	学校支援及び放課後支援活動、出前講座など
③地域における活動支援	子供会活動、少年団活動等への支援など

第3節 成人教育

【現 状】

人のライフステージ上最も長い期間である成人期は、家庭や職場での活動・労働を通じて自己を高め、様々な場面を通じて社会に貢献し、地域の安定化や活性化に大きな役割を果たす時期です。しかし、長年続く経済の低迷や、雇用環境の悪化などによる所得・生活格差の増大による貧富の二極化が深刻化しています。加えて、高齢期においては、都市部を中心に地域や社会とのつながりが切れ、孤立した生活を送らざるを得ない「無縁社会」が問題視されています。

町内においては、自営業やサービス業に従事するケースが多く、比較的安定した雇用・労働環境が保たれており、自身の余暇を利用し、地域活動に積極的に参加する人も少なくはありません。

ただし、漁業・観光繁忙期には多くの人々が労働に従事するため、事業への参加や活動場面が抑制されることが多く、また、高齢者にとっては、増大する余暇時間を十分に活用できる機会や場が整っていません。

【課 題】

- ◇ 学習機会への参加率が時期や男女の違いによって大きな差がある
- ◇ 青少年活動を支える人材が不足している
- ◇ 自然保護や産業振興など、地域の課題を主体的に解決していく人材が不足している
- ◇ 高齢者が余暇時間を活用できる機会や場が整備されていない。

【施策の方向性】

推進目標：まちづくりを担う多様な人材を育む活動の推進

成人に対する教育的活動は、家庭や職場内における諸活動以外に、地域活動に参画することによって成り立つ場面が少なくありません。また、社会や地域の主たる構成員として、地域の活性化や次世代育成を担う役割も求められており、これからも地域の中心として活動できる体制や機会が必要となります。

事業の実施に際しては、簡易なアンケート等によって学習ニーズを把握し、魅力ある学習プログラムの企画立案に努め、多様な学習機会を提供するとともに、様々な人々が集い、楽しみ、無理なく活動していくことによって地域づくりやまちづくりへと繋がる機会の創出に努めます。また、年間行事等を集約した生涯学習カレンダーの配布など、多様な媒体での情報提供に努めます。加えて、年々減少傾向にある青少年活動における指導者等について、講習会や学習会等を通じて多様な人材の発掘と育成に努め、その成果を広く一般に周知していきます。

視 点	主となる取り組み
①魅力ある学習内容の設定	年齢や性別等に応じた学習講座の実施など
②多様な学習機会・情報の提供	自然・歴史等を理解する活動、カレンダーの配布など
③関係団体との連携	NPO、社会福祉協議会、道民カレッジ等と連携した講座など

第4節 社会体育

【現 状】

超高齢化社会を迎えた現在、心身の健康を保持し、健康で活力ある生活を送るため、ライフステージに応じた運動やスポーツ活動を推進することがますます重要視されています。特に幼少年期から運動やスポーツに親しむことは、心身の健全な発育を促し、生きる力の基礎となる様々な意欲の向上へと繋がります。しかし、子どもの体力低下をはじめ、各年代における定期的な運動・スポーツ活動の有無の二極化が進み、健康増進や生活習慣病の予防といった観点からも問題が指摘されています。

町内においては、体育協会に加盟する諸団体が社会体育施設を利用して定期的な活動を行っているほか、学校開放事業を利用したスポーツサークル活動が行われています。また、少年団活動では、4つの種目による活動が行われており、小学生の大半がいずれかの団体に属し活動を行っています。ただ、協会や団体に属さない人も多く、団体競技以外において、個人が気軽に参加できる活動が少なく、多様な年齢に応じた運動・スポーツ環境の整備が十分とは言えません。

【課 題】

- ◇ 多様化する個人のニーズが把握されていない
- ◇ 個人活動に対する支援や活動のきっかけとなる情報や機会が不足している
- ◇ 関係機関との連携やスポーツ推進委員の活動場面が不足している
- ◇ 継続的な活動に対する支援・協力体制が整っていない

【施策の方向性】

推進目標：心身の健康を保ち、暮らしに活力を与える活動の推進

日々の生活における運動やスポーツ活動は、心身の健康を保持し、豊かで潤いの生活を送る上で重要な活動の1つです。特に幼少期から運動やスポーツに親しむことは、体力や意欲を向上させる上で必要不可欠なものです。

事業の実施に際しては、関係団体の定期的な活動を支援するとともに、島外から指導者を招聘した運動・スポーツ講座の開催など、個人で活動できる機会の提供に努めます。また、ホームページ等を活用して、運動やスポーツに関する多様な情報のリアルタイムで提供するとともに、スポーツ推進委員を積極的に活用し、関係機関とも連携した上で、個人レベルでの継続的な活動に対する支援体制の構築に努めます。

視 点	主となる取り組み
①ニーズの把握	関係団体や施設利用者等へのアンケート調査など
②指導者等の招聘	管内・道内の有資格者による体験講座の開催など
③支援体制の構築	関係機関との連携やスポーツ推進委員の活用など

第5節 芸術文化

【現 状】

国内外の諸情勢の急速な変化は、政治・経済に留まらず、芸術文化を取り巻く情勢にも大きな影響を与えています。人口減少社会が到来し、過疎化や少子高齢化等の影響により芸術文化の担い手不足が指摘されているほか、地域の芸術文化を支える基盤のぜい弱化に対する危機感が広がっています。また、情報通信技術の急速な発達により、誰もが気軽に優れた映像や音楽等に親しみ、多くの人々とのコミュニケーションが可能になりましたが、違法配信等の著作権侵害やインターネット上でのトラブルなど新たな問題も生じています。

町内においては、文化協会が地域の文化活動の中心を担っていますが、会員の高齢化や新規会員の減少などにより、活動が停滞している団体も見受けられます。また、離島という地理的な特殊性から、誰もが気軽に優れた芸術作品等を観賞する機会が極端に少ないほか、郷土の伝統的な芸能文化等に親しむ機会も少なく、子どもから大人まで、各世代に応じた観賞・体験活動が不足しています。

【課 題】

- ◇ 優れた芸術文化に触れる機会が少ない
- ◇ マンパワーの不足により既存の文化活動が停滞している
- ◇ 新たな文化活動を創造するきっかけが不足している
- ◇ 文化活動に対する潜在的ニーズ把握が不十分である

【施策の方向性】

推進目標：地域に根ざし、地域の魅力を伝える活動の推進

芸術文化は、豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、多様な人間が共に生きる社会の基盤を形成するものです。加えて、地域の環境やコミュニティを安定させ、教育福祉分野との連携によって多様な成果を生み出すとともに、地域の特徴や特色として観光振興にも大きな役割を果たすものでもあります。

事業の実施に際しては、日頃の文化活動の成果を発表する機会を確保するとともに、多様な年齢層に応じた芸術作品等を観賞する機会を積極的に提供していきます。また、制作者や演奏者など、優れた感性を持つ人々と交流を通じて新たな文化活動創造のきっかけ作りを進めるとともに、地域の芸術文化、伝統芸能などに触れる場面を創出し、その魅力を積極的に島内外へ発信していきます。

視 点	主となる取り組み
①成果発表の機会の確保	文化協会主催事業への支援など
②芸術家等の招聘	道内外のアーティストの招聘、新規活動の創出など
③島内外への情報発信	カルチャーイベントの実施など

第6節 文化財

【現 状】

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっています。したがって、地域の歴史と文化に根ざした遺産を保護・保存し、次世代へ継承していくことは、単に人々の様々な営みを後世に伝えるだけではなく、将来の文化の向上や発展に重要な役割を果たします。

町内には、指定文化財には北海道指定文化財3件、礼文町指定文化財1件があり、その他埋蔵文化財包蔵地が55ヶ所確認され、これらは国・道・町・民間団体などが一体となって保護活動に取り組んでいます。しかし、天然記念物である高山植物群については、地域住民が積極的に保護活動に関与する機会や場が少なく、主体的な活動意識の醸成や行動展開には結びついていません。また、埋蔵文化財については、日常的に接する機会がないことから、地域住民にほとんど知られていない状況となっています。

【課 題】

- ◇ 日頃から文化財に親しむ機会がない
- ◇ 文化財としてその重要性を知る機会がない
- ◇ 地域住民が主体的に活動できる機会や場が不足している
- ◇ 文化財に関する情報発信が不十分である

【施策の方向性】

推進目標：地域の宝に親しみ、守り伝える活動の推進

文化財は、礼文町がこれまで積み重ねてきた歴史や文化などを正しく知るために重要な歴史遺産であるとともに、町民全体の貴重な共有財産です。先人たちが残した歴史的・文化的遺産を保護・保存・活用していくことは、将来の文化の向上・発展につながるものであり、今後も最北の離島の魅力を広く全国に発信していくため、世代を超えて守り伝えて行かなければなりません。

事業の実施に際しては、現状保存を基本原則としつつも観光資源でもあることを考慮し、他の行政機関や民間団体とも連携を図りながら有効的に活用していきます。また、埋蔵文化財については、積極的な展示公開や情報発信等により、その魅力や重要性等を広く一般に認識できる機会の創出に努めます。

視 点	主となる取り組み
①文化財の現状保存	関係機関との情報共有、文化財パトロールの実施など
②文化財の有効活用	学芸員による出前講座や展示解説など
③効果的な情報発信	町広報誌、企画展示、ホームページによる周知など

第4章 資料

◆指定文化財一覧

北海道指定文化財

区 分	名 称	指定年月日	備 考
天然記念物	礼文島桃岩付近一帯の野生植物	昭和 34 年 9 月 11 日	
天然記念物	レブンアツモリソウ群生地	平成 6 年 6 月 3 日	
有形文化財	礼文島出土の歯牙製女性像及び動物像	昭和 47 年 2 月 17 日	

礼文町指定文化財

区 分	名 称	指定年月日	備 考
有形文化財	船泊遺跡出土遺物	平成 16 年 7 月 29 日	

◆埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名	種 別	時 代	備 考
1	海馬島遺跡	包蔵地	オホーツク	
2	オシオンナイ遺跡	包蔵地	縄文中・後期	S8 名取武光氏調査
3	船泊遺跡	墳 墓	縄文中・後期	S27 北海道大学調査、H10 町教委調査
4	神崎遺跡	貝 塚	縄文後期・続縄文	S27 北海道大学調査、H3 筑波大学調査
5	浜中 1 遺跡	貝 塚	縄文後期 オホーツク期	S24 北海道大学調査
6	沼の沢チャシ跡	チャシ跡	アイヌ期	H17 開拓記念館測量調査
7	重兵衛沢遺跡	貝 塚	縄文後期・続縄文	S8 名取武光氏調査
8	内路遺跡	包蔵地	続縄文 オホーツク	S24 早稲田大学調査
9	香深井 1 遺跡	集落跡	オホーツク・擦文	S43～47 北海道大学調査
10	元地遺跡	包蔵地	オホーツク	S45～46 北海道大学調査
11	トンナイ遺跡	包蔵地	続縄文	
12	上泊 1 遺跡	貝 塚	縄文中～擦文	S24 北海道大学調査
13	スコトン遺跡	包蔵地	縄文後期	
14	沼の沢遺跡	集落跡	擦文	
15	西上泊遺跡	集落跡	続縄文	S24 新岡武彦氏調査
16	赤岩 1 遺跡	包蔵地	縄文	
17	赤岩 2 遺跡	包蔵地	縄文・続縄文	
18	赤岩 3 遺跡	包蔵地	オホーツク	
19	浜中 2 遺跡	貝 塚	オホーツク	H3～4 筑波大学調査、H6～9 歴民博調査 H23～25 千葉大調査、H23～28 北大等調査
20	水難諸霊の塔遺跡	包蔵地		
21	幌泊 1 遺跡	包蔵地		
22	幌泊 2 遺跡	包蔵地		
23	上泊 2 遺跡	包蔵地	続縄文	

24	東上泊遺跡	包蔵地		S59 北海道埋蔵文化財センター調査
25	起登白遺跡	包蔵地	オホーツク	
26	香深井 2 遺跡	集落跡	続縄文	S24 早稲田大学調査、S44 北海道大学調査
27	香深井 3 遺跡	包蔵地	オホーツク	
28	香深井チャシ	チャシ跡	近世アイヌ期	
29	香深井 4 遺跡	包蔵地	続縄文?	
30	チャシウシ遺跡	包蔵地	オホーツク	S8 名取武光氏調査
31	トンナイチャシ跡	チャシ跡	近世アイヌ期	
32	差閉遺跡	包蔵地	続縄文	
33	知床尺忍小学校裏遺跡	包蔵地	旧石器・縄文	
34	知床川口遺跡	包蔵地	オホーツク	
35	桃岩遺跡	包蔵地		
36	上泊 3 遺跡	包蔵地	縄文中期・続縄文 続縄文	S59 北海道埋蔵文化財センター調査
37	上泊 4 遺跡	包蔵地	続縄文	S59 北海道埋蔵文化財センター調査
38	重兵衛沢 2 遺跡	貝塚	擦文 近世アイヌ期	S60 町教委調査
39	香深井 5 遺跡	集落跡	オホーツク・擦文 近世アイヌ期	H7～10 町教委調査
40	香深井 6 遺跡	包蔵地	オホーツク・擦文 近世アイヌ期	H10～11 町教委調査
41	香深井 7 遺跡	包蔵地	続縄文 オホーツク	
42	香深井 8 遺跡	包蔵地	縄文後期 オホーツク	H11 町教委調査
43	オシオンナイ 2 遺跡	貝塚	続縄文 オホーツク	H12 町教委調査
44	浜中 3 遺跡	集落跡	オホーツク	
45	浜中 4 遺跡	包蔵地		
46	浜中 5 遺跡	集落跡	縄文中期	
47	オシオンナイチャシ	チャシ跡	近世アイヌ期	S8 名取武光氏調査
48	鉄府稲穂ノ崎遺跡	包蔵地	続縄文・擦文	S8 名取武光氏調査、S24 早稲田大学調査
49	沼の沢 2 遺跡	集落跡	擦文	
50	沼の沢 3 遺跡	集落跡	オホーツク	
51	津軽町神社裏遺跡	包蔵地		
52	津軽川南岸遺跡	包蔵地	続縄文	
53	上泊 5 遺跡	包蔵地	続縄文	
54	上泊 6 遺跡	包蔵地		
55	久種湖北岸遺跡	包蔵地	オホーツク?	

◆社会教育所管施設一覧

名 称	年度	施 設 状 況
町民活動総合センター 愛称：ピスカ 21	H5	鉄筋コンクリート造 2 階建て 敷地面積 3,674.5 平方メートル 建築面積 2,481.543 平方メートル 延べ床面積 3,292.967 平方メートル (1 階 2,256.723 平方メートル 2 階 1,036.244 平方メートル 郷土資料館 412.85 平方メートル) 多目的大ホール、調理実習室、会議室、工芸室、大研修室、小研修室、和室
総合体育館 愛称：潮騒ドーム	H9	鉄筋コンクリート造 2 階建て 敷地面積 7,182.12 平方メートル 建物面積 3,750 平方メートル (1 階 2,635 平方メートル、2 階 1,115 平方メートル) アリーナ (1,549 平方メートル、天井高 15 メートル) サブアリーナ (377 平方メートル、天井高 5.3 メートル) 事務室、会議室、研修室、幼児室、役員室、放送室、医務室、指導員室 トレーニングルーム、体力測定室、健康体力相談室、ランニングコース (1 周 150 メートル)
富士見ヶ丘スキー場	S61	総面積 14,000 平方メートル、ロープリフト1、夜間照明、スキーハウス
久種湖畔スキー場	H6	総面積 8,000 平方メートル、ロープリフト1、夜間照明、スキーハウス
BOOK 愛ランドれぶん	H5	110.24 平方メートル (図書室 27.04 平方メートル、書店 83.2 平方メートル) 書店在庫 7,418 冊 図書室蔵書 11,780 冊 ※H23 棚卸しより
自然体験公園	H16	2.0ha パークゴルフコース併設 管理棟、四阿

◆社会教育関係団体一覧

1 少年団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町子供会育成会連絡協議会	1	
地域子供会	5	大備 98 名 津軽町 36 名 会所前 18 名 入舟 27 名 尺忍・差閉 24 名
礼文町スポーツ少年団本部	4	
野球スポーツ少年団	2	36 名
剣道スポーツ少年団	2	15 名
スキースポーツ少年団	1	40 名
サッカースポーツ少年団	1	30 名
香深井子ども育成会	1	32 名

2 青年団体

区 分	単位団体	備 考
香深漁業協同組合青年部	1	23名
船泊漁業協同組合青年部	1	31名
礼文町商工会青年部	1	14名
香 深 井 青 年 会	1	3名
会 所 前 新 星 会	1	26名

3 女性団体

区 分	単位団体	備 考
J F 香深女性部	1	129名
J F 船泊女性部	1	169名
礼文町商工会女性部	1	23名

4 高齢者団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町老人クラブ連合会	2	
香深老人クラブ	1	11名
船泊老人クラブ	1	27名

5 P T A

区 分	単位団体	備 考
礼文町連合P T A	7	475名

6 文化団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町文化協会	11	
(絵画)		
礼文油絵愛好会	1	14名
(書道)		
香深書道愛好会	1	1名
船泊書道愛好会	1	5名
(郷土芸能)		
礼文太鼓保存会	1	20名
(華道)		
菅 原 社 中	1	2名
(茶道)		
菅 原 社 中	1	2名

(囲碁)		
囲碁愛好会	1	1名
(コーラス)		
エーデルコール	1	1名
(その他)		
アジサイの会	1	7名
カルタ愛好会	1	20名
ピアノ愛好会	1	9名

7 体育団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町体育協会	1 4	
礼文町軟式野球連盟	1	60名
礼文町バスケットボール協会	1	19名
礼文町バレーボール協会	1	16名
礼文町バドミントン協会	1	17名
礼文町テニス協会	1	12名
礼文町スキー協会	1	33名
礼文町サッカー協会	1	19名
礼文町ミニバレーボール協会	1	44名
礼文町卓球協会	1	17名
礼文町ソフトボール協会	1	75名
礼文町スノーボード愛好会	1	14名
礼文町剣道連盟	1	14名
礼文町パークゴルフ協会	1	55名

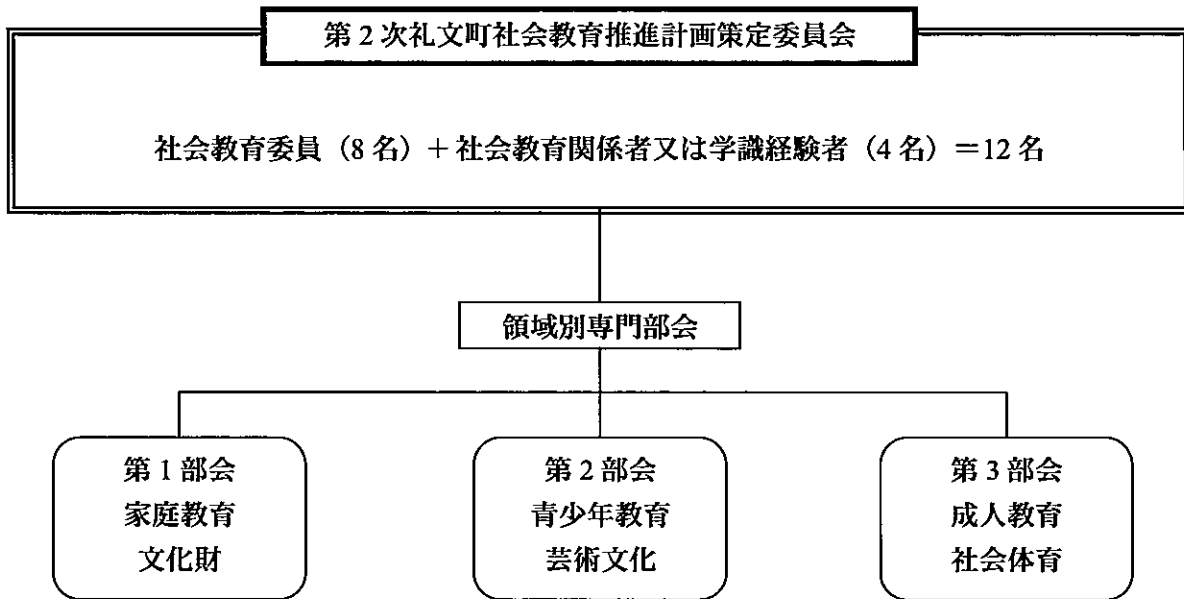
8 その他

区 分	単位団体	備 考
礼文高等学校体育文化後援会	1	
四ヶ散米舞行列保存会	1	厳島神社祭典時の子供行列

◆社会教育関連計画策定の経緯

計画年度	計画内容
平成3年度～平成7年度	<p>礼文町社会教育中期計画</p> <p>【基本目標】 礼文町民憲章に基づき、豊かで・明るく・住み良い心のふれあう町づくりをめざし生涯学習の観点に立った社会教育の推進に努める</p> <p>【推進項目】</p> <p>①自らの啓発に努め、豊かな生活をつくる社会教育活動の推進</p> <p>②健康で、明るい生活を築くスポーツ活動の推進</p> <p>③心豊かに、潤いのある生活を培う文化活動の推進</p>
平成8年度～平成12年度	<p>生涯学習体系への移行準備期間として、社会教育事業については単年度により事業を計画</p>
<p>平成13年度～平成19年度 (前期：平成13～15年度) (後期：平成16～19年度)</p> <p>平成20年度～平成24年度</p>	<p>礼文町社会教育中期計画</p> <p>【基本目標】 生涯教育とスポーツ文化活動に親しみ、心ふれあう潤いのある町をつくる</p> <p>【推進の重点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習活動の輪を広げ、豊かな心開かれた人間関係を築き、未来に希望をもてる町づくりを目指す生涯学習の推進 2. 郷土に根ざした文化活動を継承し、個性のある創造豊かな文化活動の推進 3. 町内のニーズに対応する生涯スポーツの普及と広域的な活動の推進 4. 学社融合の取り組みと推進 <p>礼文町社会教育推進計画</p> <p>【基本目標】 互いに支え合い学び合い、新しい時代のふるさと「れぶん」をつくる</p> <p>【領域別推進目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育～和やかな環境のもと、親子のふれあいと絆を深める活動の推進 2. 幼児教育～心身の良好な発育を目指し、基礎的能力を身につける活動の推進 3. 少年教育～豊かな人間性を育み、地域が支える少年活動の推進 4. 青年教育～自立心を養い、未来を創造する青年活動の推進 5. 成人教育～新しい公共の観点に立った地域活動の推進 6. 女性教育～多様なライフスタイルに応じた地域活動の推進 7. 高齢者教育～心身ともに健康で、潤いのある生活を目指す活動の推進 8. 社会体育～誰もがいつでも気軽に楽しめる生涯スポーツ活動の推進 9. 芸術文化～郷土に根ざした魅力あふれる芸術文化活動の推進 10. 文化財～先人の遺産を守り、次世代へ継承する活動の推進 11. 施設の管理運営～適切な管理と利用者の目線に立った施設運営の推進
平成25年度～平成29年度	<p>第2次礼文町社会教育推進計画</p> <p>【基本目標】 多様な知識を育み、活力あるふるさと「れぶん」をつくる</p> <p>(領域別推進目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育～地域ぐるみで親と子の育ちを支える活動の推進 2. 青少年教育～多様な体験を通じ、生きる力を体得する活動の推進 3. 成人教育～まちづくりを担う多様な人材を育む活動の推進 4. 社会体育～心身の健康を保ち、暮らしに活力を与える活動の推進 5. 芸術文化～地域に根ざし、地域の魅力を伝える活動の推進 6. 文化財～地域の宝に親しみ、守り伝える活動の推進

◆第2次社会教育推進計画策定委員会の構成



第2次礼文町社会教育推進計画策定委員

- | | | |
|------|---------|-------------------------------|
| 委員長 | 辻 本 栄 悦 | (礼文町社会教育委員) |
| 副委員長 | 飯 田 光 | (礼文町校長会長) |
| 委員 | 道 場 好 | (礼文町社会教育委員) |
| | 鶴 頭 正 好 | (礼文町社会教育委員) |
| | 坪 山 尚 弘 | (礼文町文化財保護委員) ※平成24年10月4日付けで辞任 |
| | 今 井 広 子 | (礼文町社会教育委員) |
| | 藪 谷 彰 広 | (礼文町連合PTA会長) |
| | 菅 原 保 子 | (礼文町文化協会会長) |
| | 平 山 浩 明 | (礼文町スポーツ少年団本部長) |
| | 藤 田 敏 春 | (礼文町体育協会会長) |
| | 今 勉 | (礼文高等学校長) |
| | 松 田 絹 代 | (礼文町スポーツ推進委員) ※敬称略 |

事務局・・・礼文町教育委員会社会教育担当

礼文町教育推進計画

平成25年4月

発行 / 礼文町教育委員会

〒097-1201

北海道礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ 958 番地の 4

電話(0163) 86-2119 FAX(0163) 86-1790

E-mail reikyo@educet.plala.or.jp

U R L <http://academic1.plala.or.jp/reikyo/>